

「溶接ヒューム」及び「塩基性マンガン」が 特定化学物質（第2類物質）になりました

「溶接ヒューム」「塩基性マンガン」共通

● 作業主任者の選任

「アーク溶接特別教育」・「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」
を修了した者のうちから選任（令和4年4月1日までに）

● 作業環境測定の実施

「溶接ヒューム」は、作業環境測定の実施は必要ありません。

「マンガン及びその化合物」の管理濃度が変わります。（0.05mg/m³マンガンとして）

● 特殊健康診断の実施

「溶接ヒューム」は、「じん肺健康診断」に加え「**特殊健康診断**」を6か月に1回実施

金属アーク溶接等作業限定

金属アーク溶接等作業とは、金属をアーク溶接する作業・アークを用いて金属を溶断し、
又はガウジングする作業

自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチに近付く等、溶接ヒュームにばく露
するおそれがある作業のみ対象（基発0422第4号）

● 全体換気装置による換気等

● 空気中の溶接ヒューム濃度の測定

（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに）

個人サンプラーを用いる方法で、全時間採取。

マンガン濃度の測定値より防じんマスクの種類を決定
（厚生労働省告示第286号）

● 呼吸用保護具の使用

告示による方法で決定した保護具を使用

● 床の掃除等